

成年後見制度利用促進基本計画のこれまでとこれから

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門官 川端 伸子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第1期成年後見制度利用促進基本計画とその取組について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

成年後見制度の利用促進に関する必要性

必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
 - ① 預貯金の引出し等、金銭管理が困難
 - ② 介護サービスや入院が必要でも契約困難
 - ③ 住宅・金融・医療等の全般にわたり支障、消費者被害、詐欺のターゲットになるおそれ
- 今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度の利用者は約22.4万人



必要な人に制度が利用されていない可能性

課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されていない
- 法律専門職等が後見人に選任されるケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

第一期成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

第一期成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

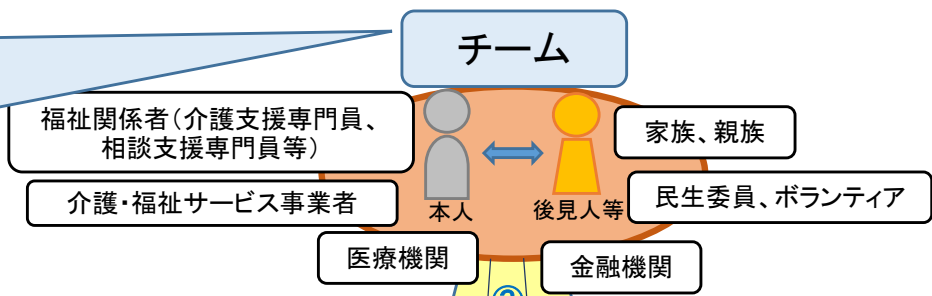
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

(注) 令和2年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において中間検証報告書が取りまとめられ、成年後見制度利用促進会議に報告された。

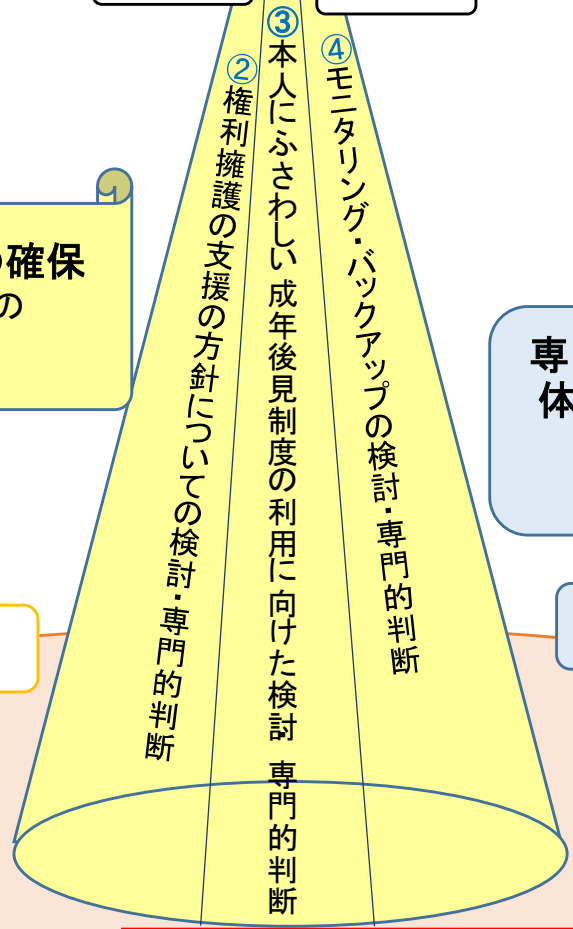
権利擁護支援の地域連携ネットワーク

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制



専門職による専門的助言等の支援の確保
中核機関が②～④の3つの検討・判断の進行管理の役割を担う



専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会
中核機関が事務局の役割を担う

協議会

- 地域包括支援センター
- 社会福祉協議会
- 民生委員・自治体等
地域関係団体

- 弁護士会・司法書士会
・社会福祉士会等
- 民間団体・NPO等
- 医療・福祉関係団体
- 金融機関



中核機関

- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断（上記②～④）」を担保する「進行管理機能」

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
※中核機関が全体構想の設計 実現の司令塔の役割を担う

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

KPIは、認知症施策推進大綱にも盛り込まれている

工程表における記載	KPI（令和3年度末の目標）	
	項目	数値等の目標 ※（）内はR1.10時点（一部除く）の実績値
I 制度の周知	・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 <small>（参考値） ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）</small>	全1741市区町村 (559市区町村)
II 市町村計画の策定	・市町村計画を策定した市区町村数	全1741市区町村 (134市区町村)
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定	全47都道府県
	・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数	
	・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入	全47都道府県
	・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定	
IV 地域連携ネットワークづくり	・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数	全1741市区町村 (589市区町村)
	・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数	800市区町村 (273市区町村)
	・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数	200市区町村 (80市区町村)
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和	・協議会等の合議体を設置した市区町村数	全1741市区町村 (150市区町村)
	・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数	3500人
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。	50%以上 (約12%（※）) ※H30.12末時点
	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し	措置のある法律 190

全市区町村に向けたKPIは、**広報・相談機能を有した**
①中核機関（権利擁護センター等を含む）の整備、②市町村計画の策定、③協議会等の設置

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(令和2年度概要版抜粋)

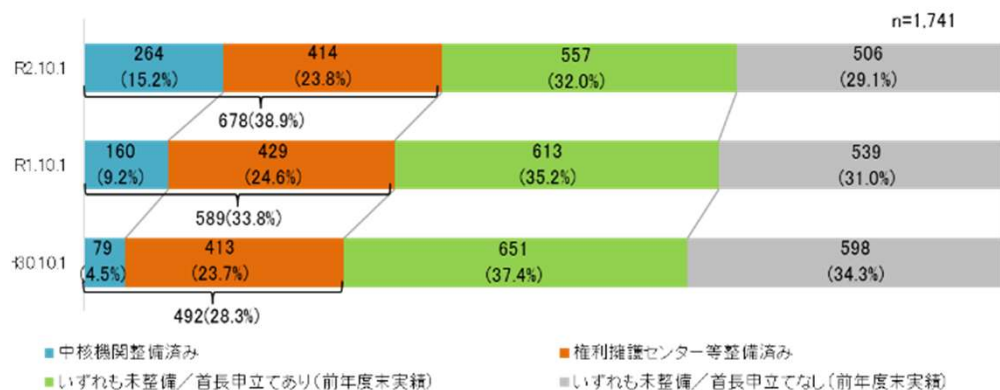
調査概要: 全国の市町村(1,741自治体)及び47都道府県

調査時点: 令和2年10月1日(一部の調査項目は令和元年度実績等)

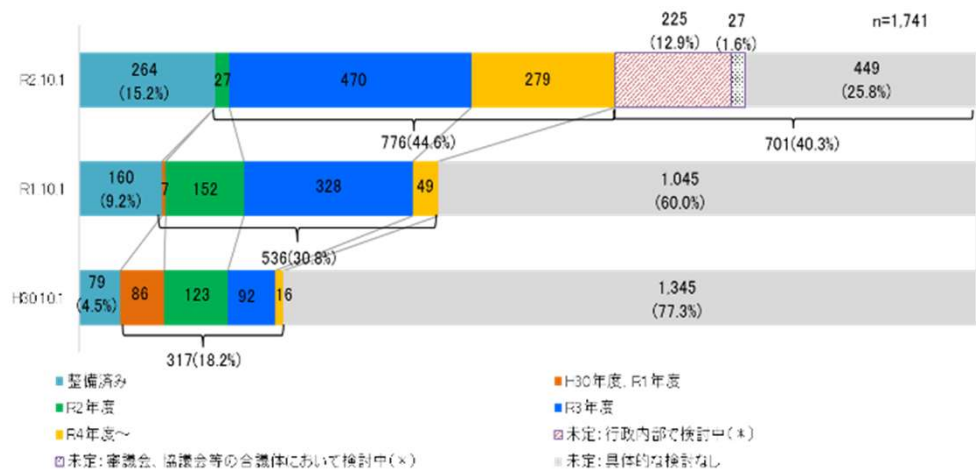
※数値は令和3年3月末時点の速報値

1 中核機関等の整備状況 <R2.10時点:678市町村(38.9%)⇒R3年度末見込:961市町村(55.2%)>【KPI:1,741市町村】

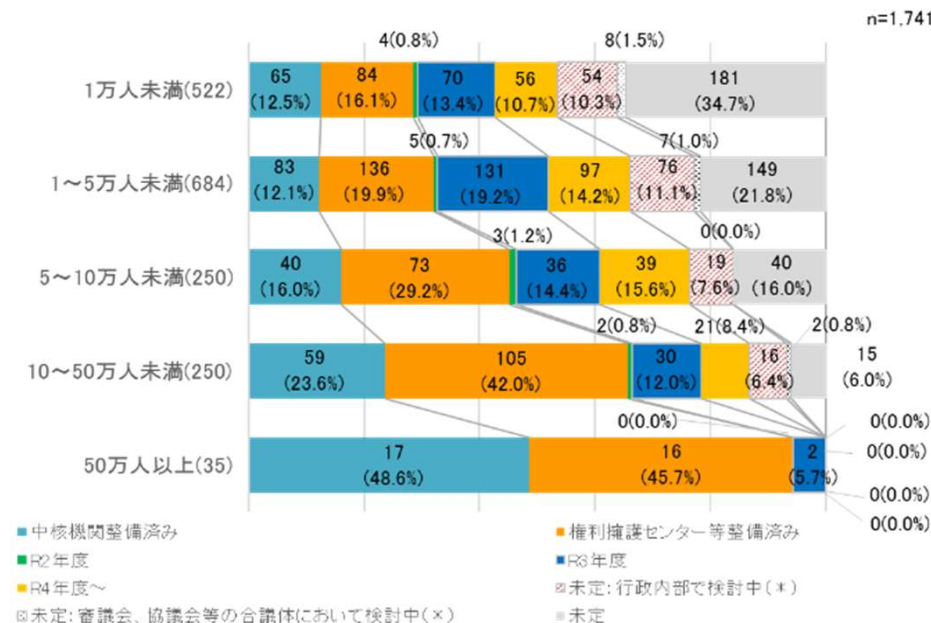
●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<全体>



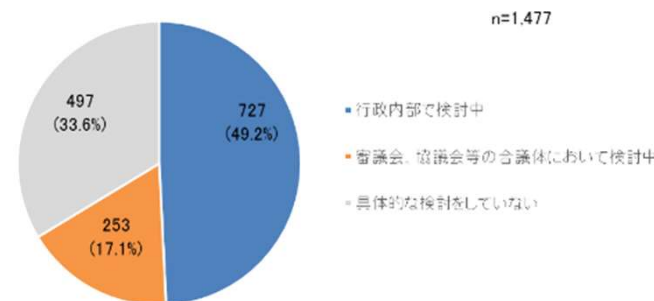
●中核機関の整備(予定)時期<全体>



●中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等<自治体規模別>

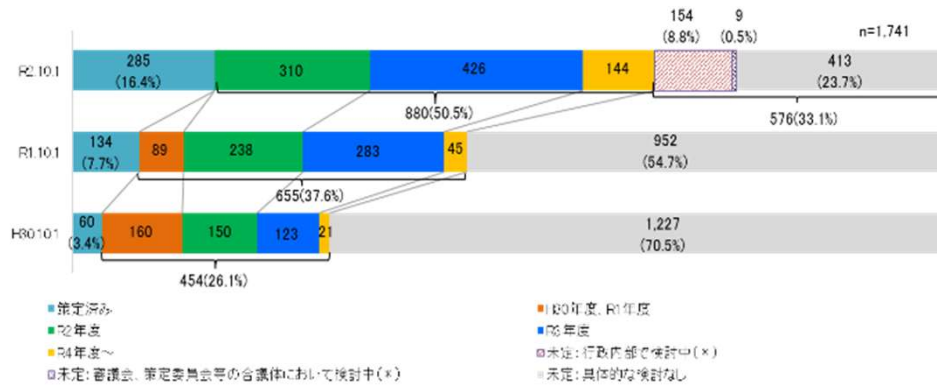


●中核機関未整備市町村における検討状況<未整備1,477自治体>

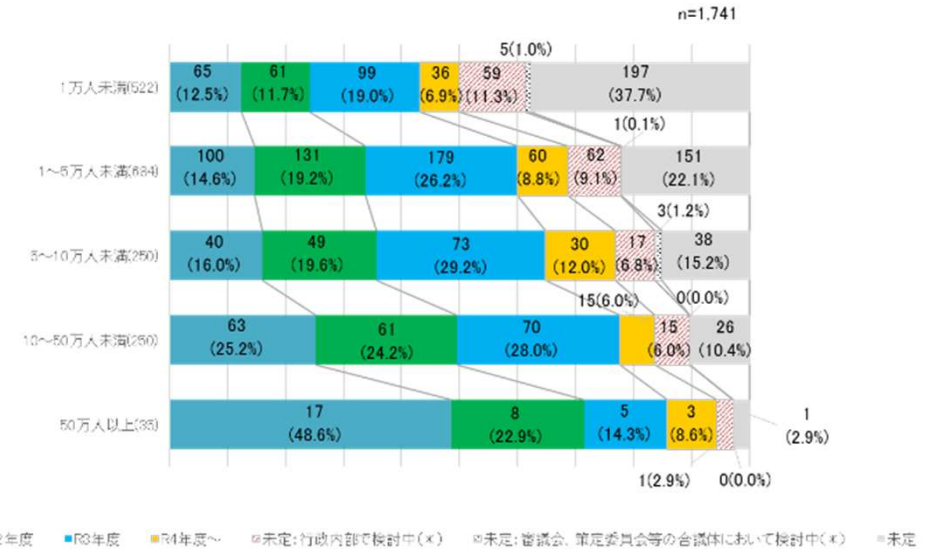


2 市町村計画の策定状況 <R2.10時点:285市町村(16.4%)⇒R3年度末見込:1,021市町村(58.6%)>【KPI:1,741市町村】

●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<全体>

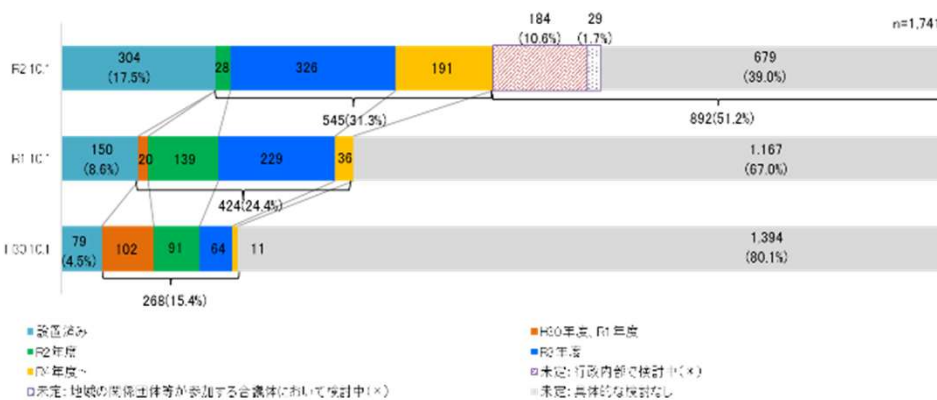


●市町村計画の策定状況、策定(予定)時期<自治体規模別>

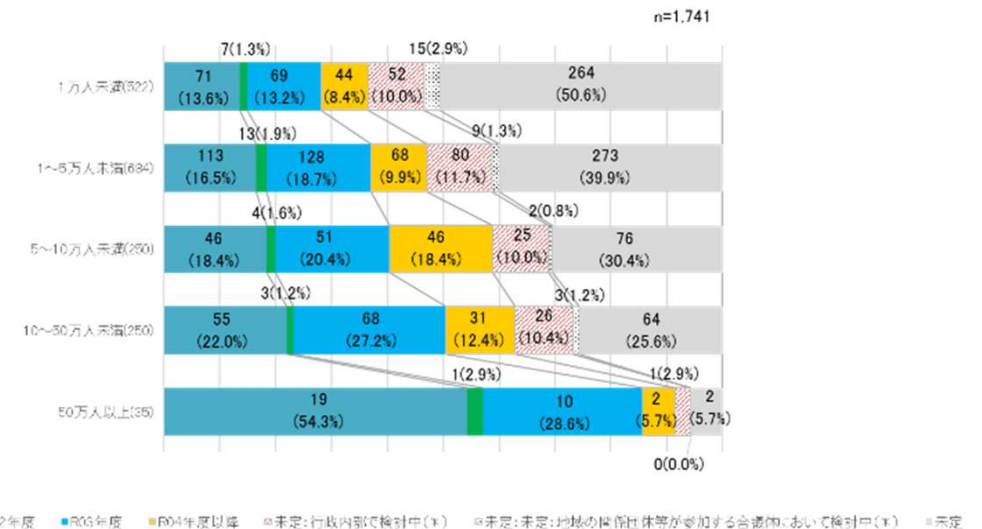


3 協議会の設置状況 <R2.10時点:304市町村(17.5%)⇒R3年度末見込:658市町村(37.8%)>【KPI:1,741市町村】

●協議会等の設置状況、設置(予定)時期<全体>



●協議会等の設置状況、設置(予定)時期<自治体規模別>



中核機関の整備パターン① 直営整備

市役所・町村役場

福祉総合相談室
直営地域包括支援センター

中核機関

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

協議会

Point

- 包括的支援体制における直営の総合相談の窓口、直営地域包括支援センターがある市町村が整備しやすいパターン
- 情報収集や市町村としての決定が迅速
- 後見実務の経験がないため、後見人支援をする際に工夫が必要



福島県いわき市	p.51
群馬県渋川市	p.75
石川県津幡町	p.133
福井県坂井市	p.137
岐阜県関市	p.141
岡山県美作市ほか	p.211

地域包括支援センターの設置運営について（抜粋）

平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号
厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長 通知

（前略）

4 事業内容

(1) 包括的支援事業

（中略）

（具体的な業務内容について）

（中略）

③ 権利擁護業務について

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである（法第115条の45 第2項第2号）。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

（中略）

6 職員の配置等

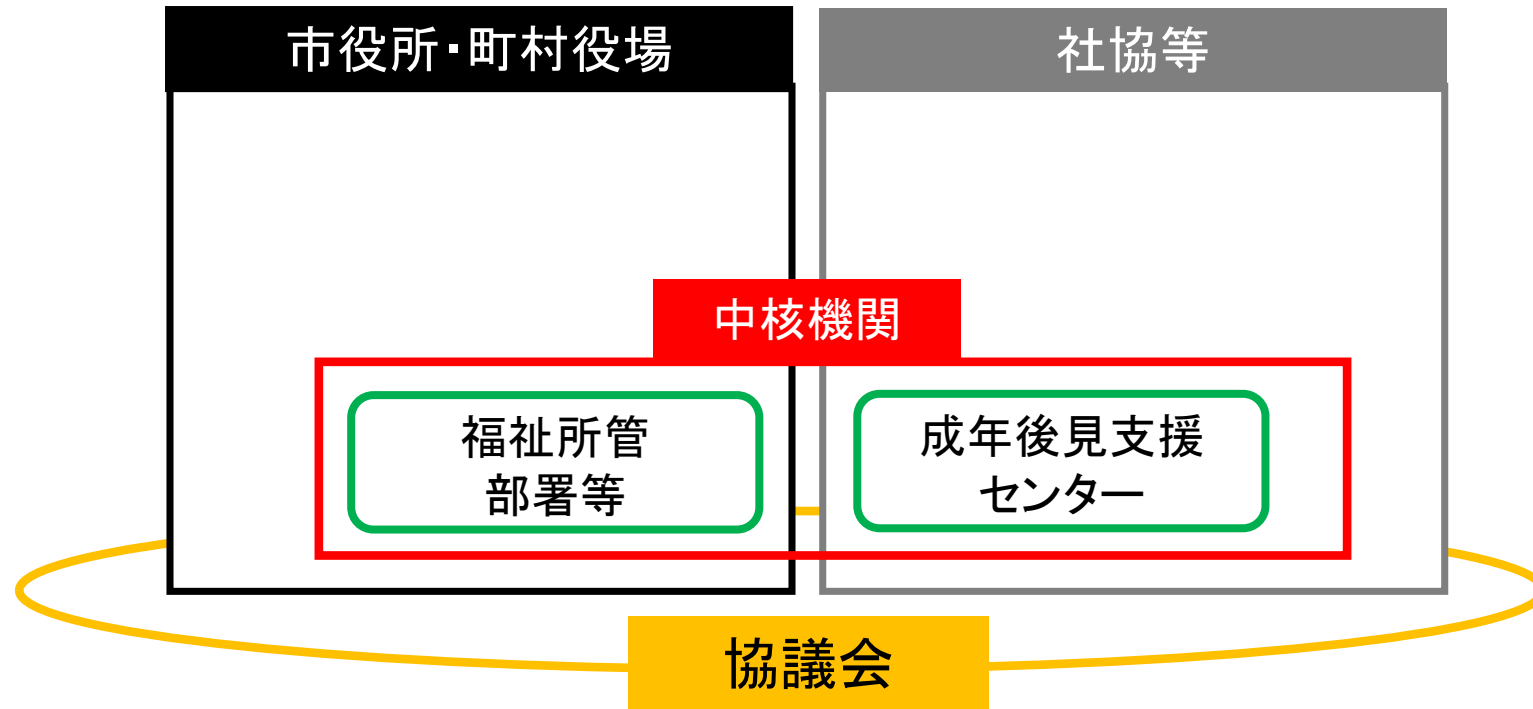
(4) 兼務関係について

センターにおける各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要である。ただし、以下の場合には、兼務することとしても差し支えない。

① 小規模市町村や専門職員を複数配置する場合には、適切な事務遂行を確保できると判断できるのであれば、センター業務以外の業務を行うことは差し支えない。（以下略）

地域包括支援センターの権利擁護業務は上記のとおり整理されています。中核機関の業務分の人、財源について新たに手当をする際には、「中核機関に活用可能な財源」のスライドを参照してください。

中核機関の整備パターン② 「直営＋一部委託」による整備



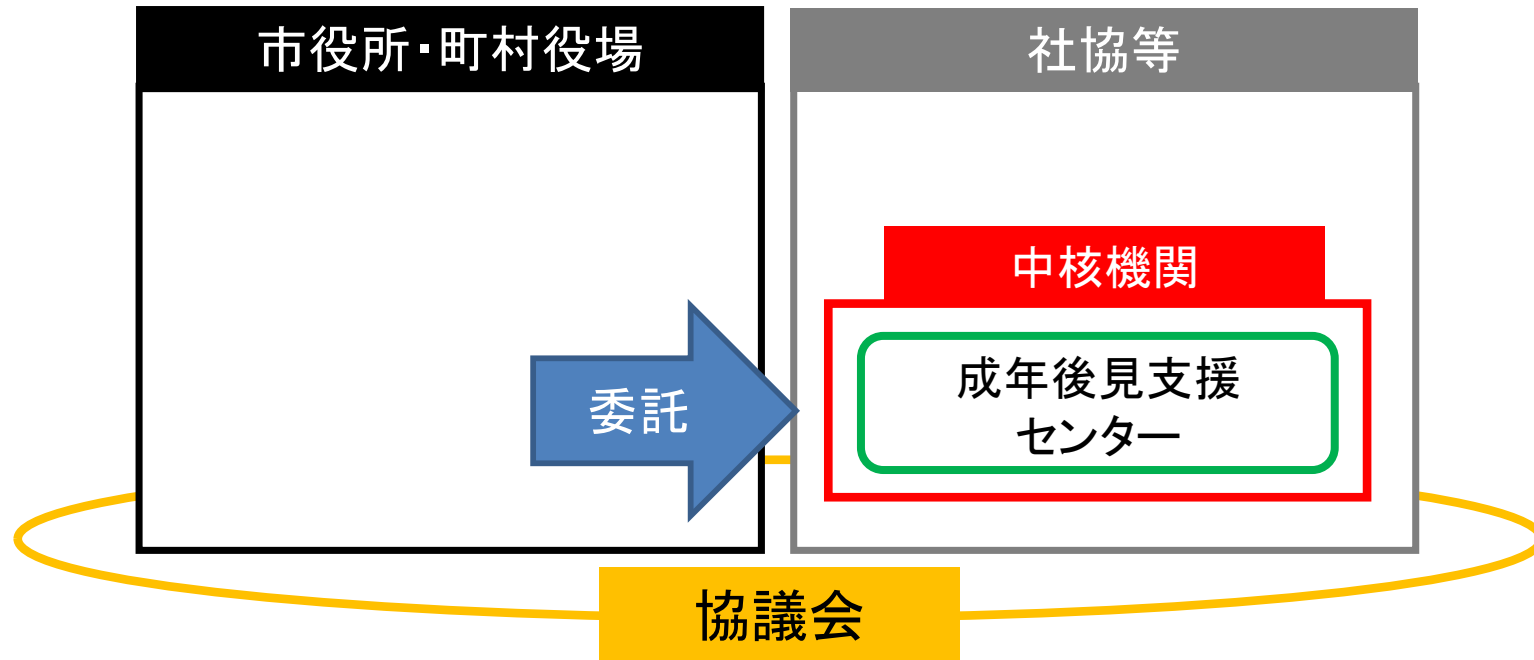
Point

- 所謂「委託丸投げ」状態を防止することができる
- それぞれの強みを活かすことが可能
- それまでの実績により、どちらかが主導する形で整備が進む実態がある
- それぞれの動きや役割を日頃から共有する必要がある



茨城県取手市	p.63
埼玉県志木市	p.79
東京都町田市	p.95
神奈川県横須賀市	p.103
愛知県豊田市	p.153
和歌山県白浜町	p.191
鳥取県鳥取市	p.203

中核機関の整備パターン③ 単独市町村が委託により整備



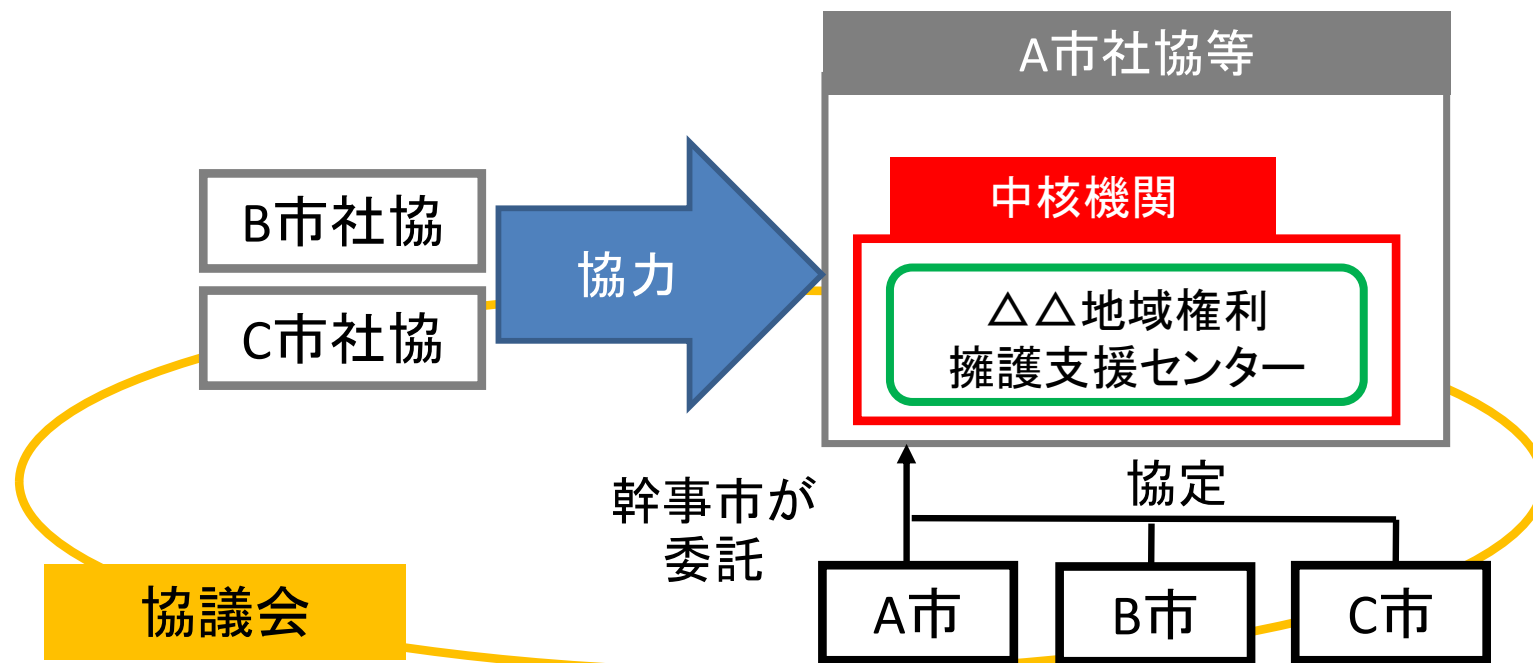
Point

- 最も多く整備されているパターン
- 社会福祉協議会に委託する場合は、日常生活自立支援事業等の地域福祉の取り組みと連動させることが容易
- 市町村長申立や市町村計画策定などの進め方に調整を図る必要がある



山形県山形市	p.47
茨城県牛久市	p.67
栃木県栃木市	p.71
千葉県浦安市	p.83
東京都江戸川区	p.87
東京都新宿区	p.91
神奈川県藤沢市	p.99
新潟県佐渡市	p.107

中核機関の整備パターン④ 複数市町村が広域で委託



Point

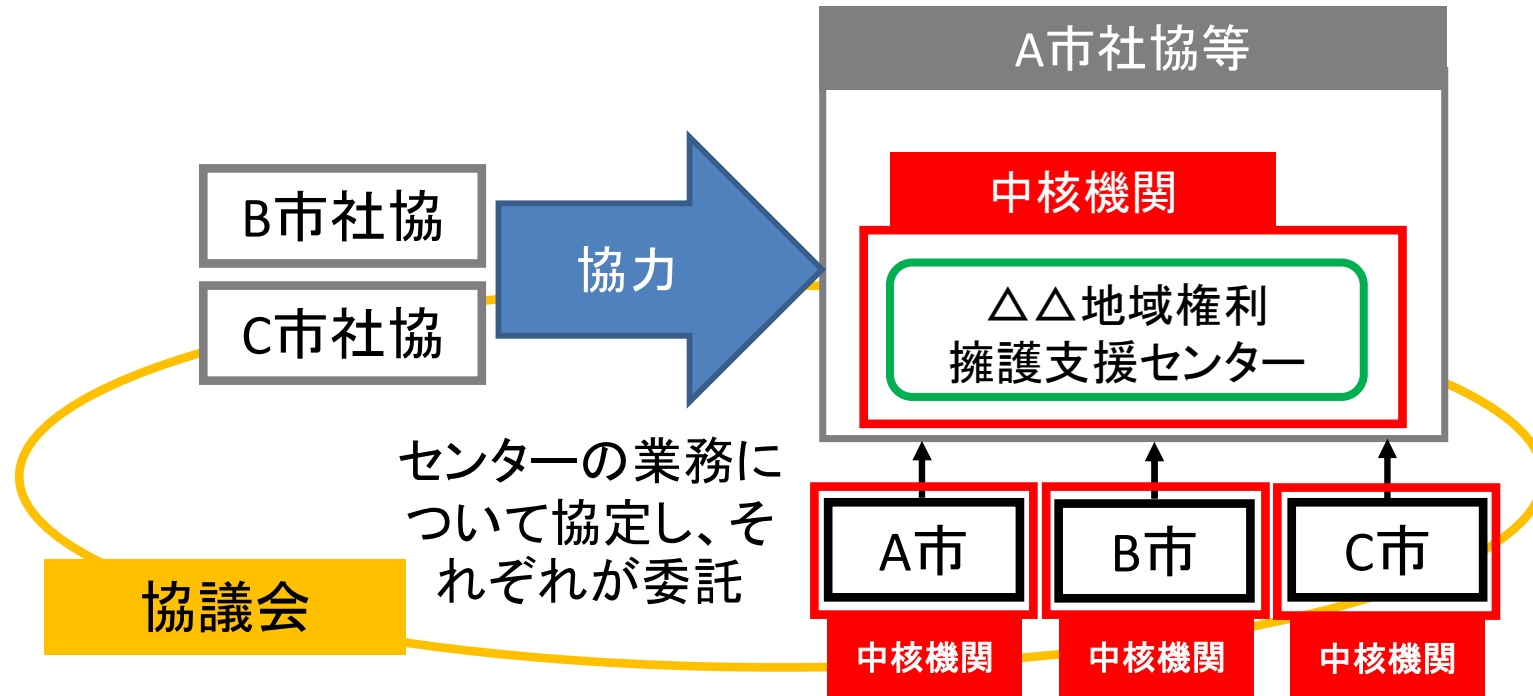
- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- 幹事市を持ち回り制にして、特定の市に負担が偏ることを防止している実態がある
- 定住自立圏構想の協約など、自治体間の協定を締結するまでに調整が必要



[幹事市委託]

北海道旭川市、他	p.31
長野県飯田市、他	p.119
宮崎県延岡市、他	p.249

中核機関の整備パターン④ 複数市町村が広域で委託



Point

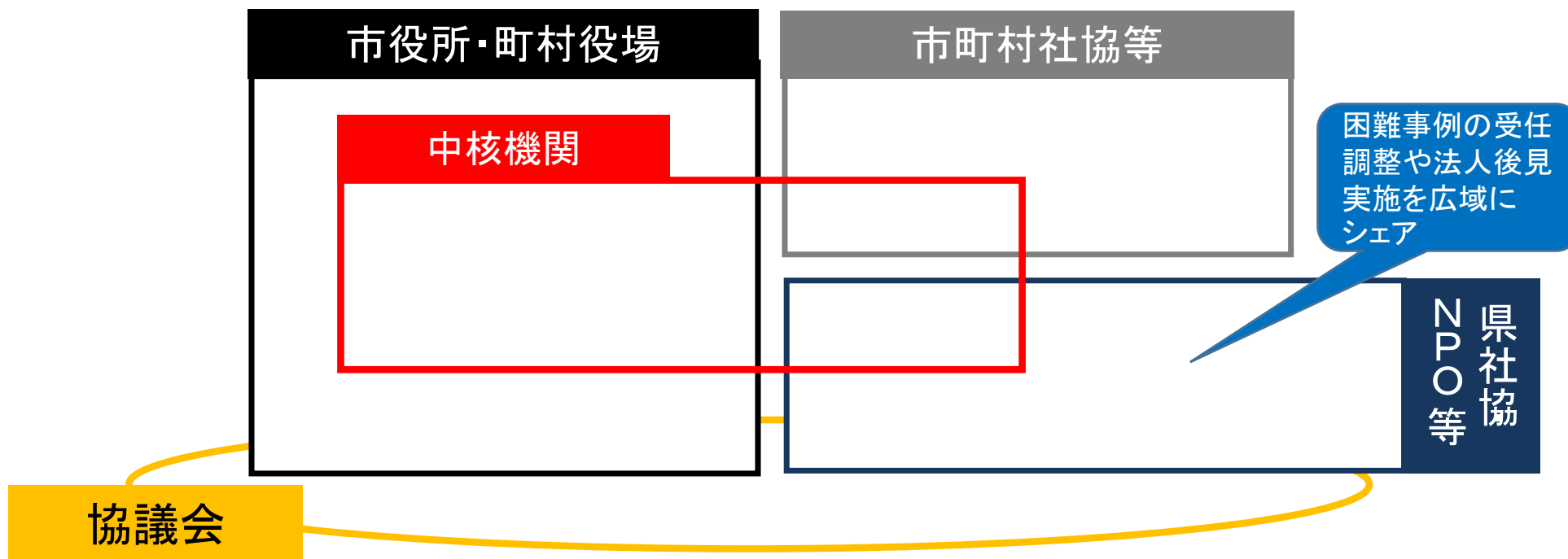
- 広域で整備することで、より専門的な経験の蓄積をすることができる
- 経済効率が良い
- それぞれの市の一次相談も中核機関とすることで、身近な相談窓口も「中核機関」として機能することができる
- 各市町村社協の日常生活自立支援事業担当者との連携を図る必要がある



[それぞれが委託]

青森県鱒ヶ沢町・深浦町	p.35
岩手県二戸市、他	p.39
岩手県釜石市、遠野市、大槌町	p.43
長野県伊那市、他	p.115

機能分担型



Point

- 直営⇔委託、単独⇔広域と発想を限定せず、機能ごと、主体ごとに役割を整理して整備することが可能
- それぞれの強みを活かすことができる
- 市町村単位で解決が困難な課題に、広域(都道府県単位)で取り組むことにより、人的・経済的負担が少なく、より専門的な支援についての体制整備が可能



[機能分散型]

香川県三豊市

p.223

緩やかな広域連携

A町社協

2階建て

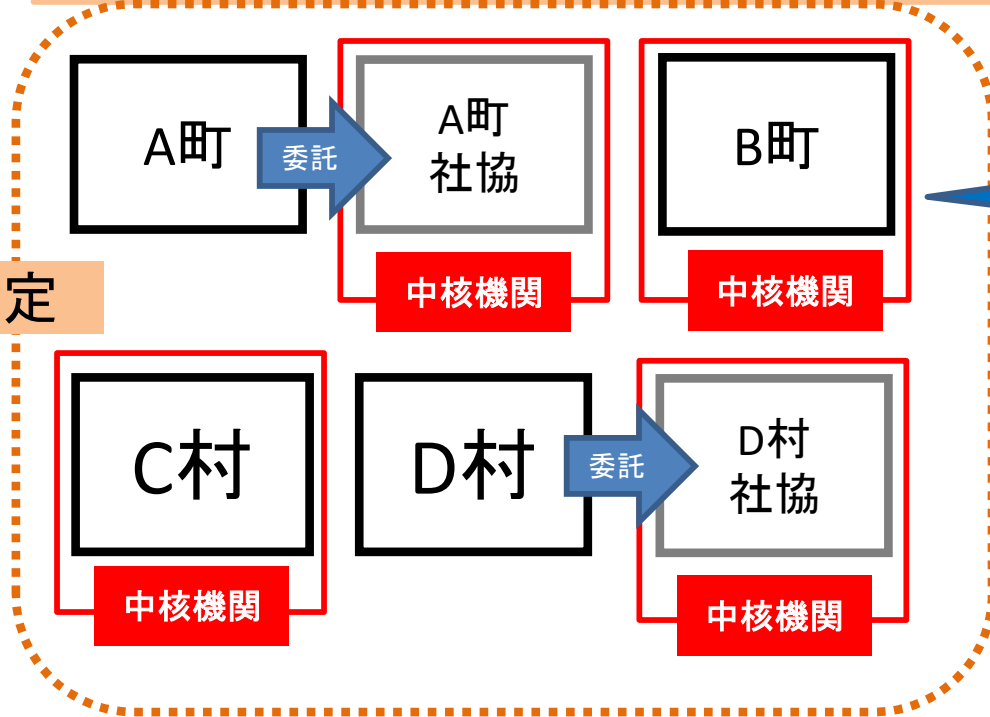
市民後見人の養成は、3年間の協定により、緩やかに広域連携で取り組む

協定により、ゆるやかに連携して一部事業を実施

1階建て

- ① 広報機能
- ② 相談機能

協定



Point

- それぞれの市町村の「委託」「直営」の選択が活かせる
- 広域のスケールメリットを、「中核機関」として固めることなく、「協定」で取り組むため、取り組みやすい



[穏やかな連携]
北海道京極町

p.16

直営もしくは委託＋緩やかな広域連携 (北海道 京極町ほか羊蹄山麓地域 8 町村)

1.自治体概要(京極町)

人口	約3,004人
面積	約231.49km ²
高齢化率	35.2%

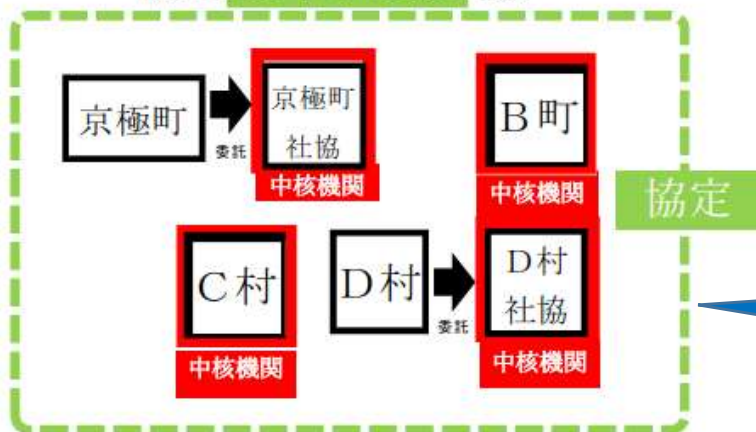
詳細は、ニュースレター第21号や「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」を参照。

2. ポイント

- ▶ もともと、京極町を含む羊蹄山麓地域 8 町村で、平成26年度から、3年間の期間限定で町村間協定を結び、権利擁護に関する相談支援、申立支援の事例対応ノウハウを共有。具体的には京極町社協が各町村の支援会議に参加し、権利擁護の支援ノウハウを伝えていった。
- ▶ その結果、8 町村はそれぞれ、広報、相談機能を有する中核機関を整備（直営もしくは委託）。京極町は京極町社会福祉協議会に委託して整備。
- ▶ 市民後見人の養成については、平成30年度からの3か年の協定により緩やかに広域連携。

京極町社協に委託し
市民後見関係事業を共同で実施

協定により、ゆるやかに連携して実施



2階建て

③利用促進機能(市民後見人の養成)
は、平成30年度からの3年間の協定により、
緩やかに広域連携で取り組む

1階建て

①広報機能
②相談機能
各自治体の実情に応じて、
8町村が直営もしくは委託
で中核機関を整備

※市民後見人養成修了者への支援は、各町村が
地域の実情に応じて実施

羊蹄山麓権利擁護 地域連携ネットワーク
協議会:羊蹄山麓権利擁護運営協議会

第一期計画前後の「意思決定支援」をめぐる状況

1997 医療法改正
インフォームド・コンセントの理念

2006
2007 終末期医療の決定
プロセスに関する
ガイドライン

障害者権利条約採択・署名

2011 障害者基本法改正

2013 障害者総合支援法施行

2014 障害者権利条約批准

第12条 法律の前にひとしく認められる権利
1 全ての場所において法律の前に人として認められる権利
2 生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有
3 法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置

第23条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方を検討する旨を規定

2016 成年後見制度利用促進法施行

2017 成年後見制度利用促進基本計画

➤ 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

➤ 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

2018 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(改定)

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

2019 身寄りのない人および医療における意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン

2020 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、**意思決定支援が必要**です。

例

- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額な資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、**チームで行います**。

意思決定支援のプロセス 様式1

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1~3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！



意思決定支援後のプロセスへ(右側→)

後見人等の役割

メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス

本人から意思が表明された

その意思が真意と思われる

その意思が真意か疑問がある

本人の意思の確認が困難

決定を先延ばしできる

決定を先延ばしできない

意思決定支援を続ける

意思実現の支援に移る



意思決定能力アセスメント 様式2

支援者側が支援を尽くしたかどうか、チームで検討しましょう！尽くせていないときは、支援に戻りましょう。

本人は意思決定することが困難とは言えない

本人はその時点でその課題について意思決定することが困難

意思決定支援へ戻る

意思推定アプローチ 様式3

本人の意思・選好を推定する

推定意思の実現の支援に移る

本人の意思・推定意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される 様式4

意思の推定すら困難

本人にとっての最善の利益アプローチ 様式5

「本人にとっての最善の利益」を検討し、後見人が代行決定を行う

このアプローチは、最後の手段です。意思決定支援を尽くしましょう。なお、「本人にとっての最善の利益」とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重しながら、他の要素も考慮する、という考え方です。「こうするのが本人のためだ。」と第三者の価値観で決めることとは異なります。



後見人等への意思決定支援研修

- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を全国的に普及・開発していくために、令和元年度の研修の在り方研究事業を踏まえ、演習を含むカリキュラムを作成。令和2～3年度の2カ年で全47都道府県で実施予定。
- 今後、全国の自治体や専門職団体が本研修を自ら実施していくことができるように、全国を10ブロックに分けて3名ずつ本研修の講師を養成。また、成年後見制度利用促進ポータルサイトに、研修資料や映像素材を掲載。
- 令和2年度は15カ所でオンライン開催し、2,777名が受講申込み。また、全国各地の高等裁判所、家庭裁判所からも傍聴を受け入れている。

意思決定支援研修の概要

<研修目標>

- ・ 代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトを踏まえた”気づき”を得る
- ・ 後見人が、意思決定支援を踏まえた後見実務にやりがいや達成感を感じて前向きに取り組めるきっかけ作り
- ・ 後見事務における意思決定支援の実施において必要不可欠と考えられる考え方及び知識について習得

章	タイトル	内容
第1章	意思決定支援と代行決定 	①冒頭で、他者から「決めつけられる」という疑似ロールプレイを体験。  ②その上で、意思決定支援の基本的考え方や、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」における原則について学ぶ。 
第2章	後見事務における意思決定支援	後見事務における意思決定支援の体系を解説。研修プログラムを作成するにあたって寄せられた当事者からの声や好事例、残念な事例を紹介。財産管理における意思決定支援の視点も解説。
第3章	意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 	「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の3つの場面(①支援チームの編成と支援環境の調整、②本人への趣旨説明、③本人を交えたミーティング)について、ガイドライン掲載事例をもとにしたドラマ映像を視聴して話し合うグループワークを実施。グループワークを交えながらガイドラインのプロセスを学ぶ。 
第4章	Q&A	意思決定支援ワーキング・グループで作成したQ&Aを掲載。

成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和3年2月26日にポータルサイトを立ち上げ。インターネットバナー広告により、サイトオープンを周知。サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビュー、中核機関のインタビューを含む制度説明動画のほか、今年度の体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。本人向けの制度説明パンフレットや意思決定支援を学ぶ小冊子も掲載。

サイト名： 成年後見はやわかり (URL: <https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

成年後見はやわかり

ふりがなをつける

調べたい語句を入力

検索

トップページ

ご本人・家族・地域のみなさまへ

成年後見人等のみなさまへ

自治体・中核機関のみなさまへ

地域の関係機関のみなさまへ

相談窓口のご案内

よくある質問

▲トップページ > 成年後見制度とは(ご本人・家族・地域のみなさまへ) > 成年後見制度の種類 > 本人向けコンテンツ

[ご本人向け]成年後見制度について
わかりやすく お話しします！

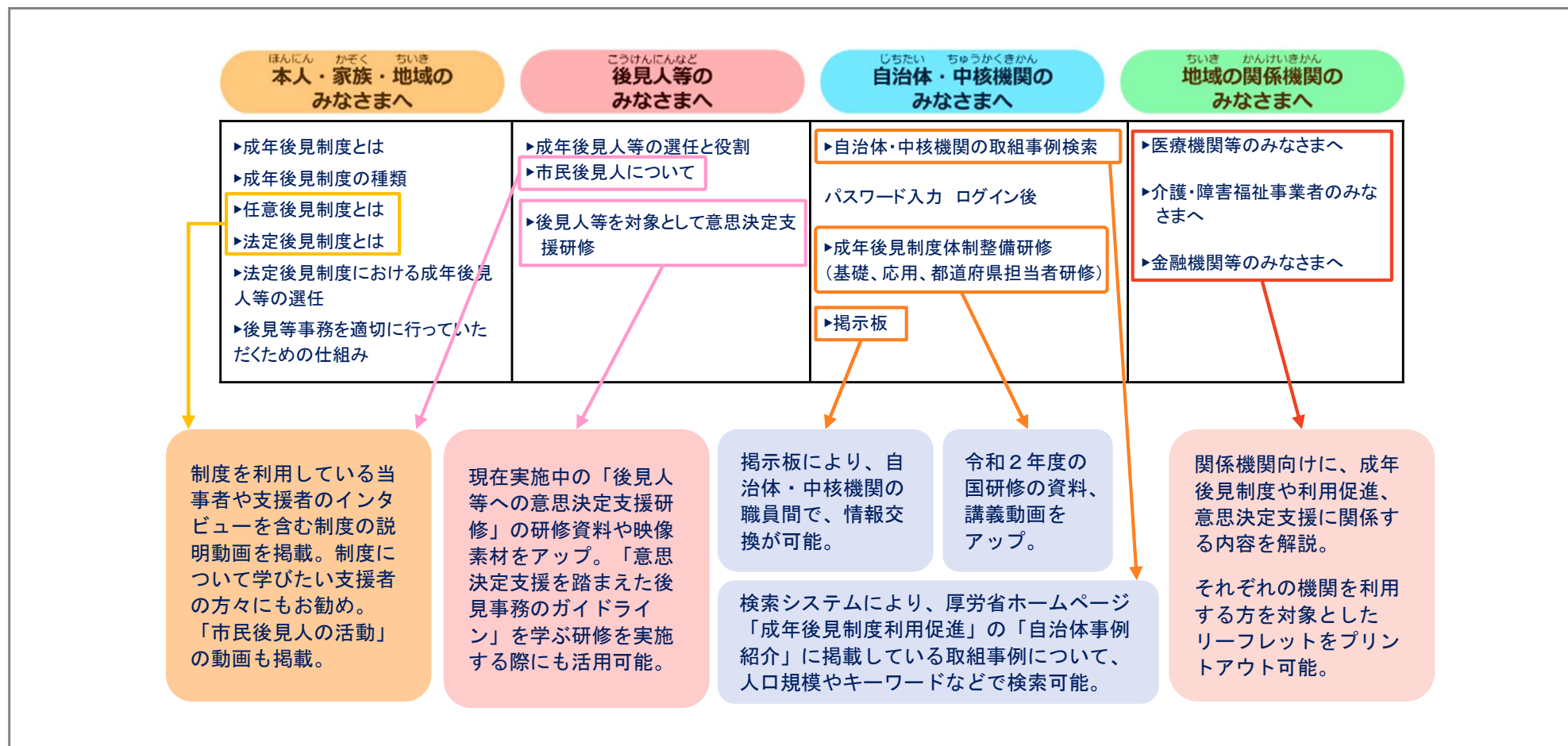
自分ひとりでは
よくわからない!?

そんな時でも 安心して
くらせるために。



成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」

●各ページイメージ



第2期成年後見制度利用促進基本計画について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

成年後見制度利用促進専門家会議委員

	氏名	専門分野	役職等		氏名	専門分野	役職等	
学識者	大森 彌	行政学・地方自治論 介護保険	東京大学名誉教授 特定非営利活動法人地域共生政策 自治体連携機構	当事者	久保 厚子	知的障害	全国手をつなぐ育成会連合会会長 社会保障審議会障害者部会委員	
	新井 誠	成年後見 信託	中央大学法学部教授 日本成年後見法学会理事長		櫻田 なつみ	精神障害	日本メンタルヘルスパイアサポート 専門員研修機構 研修企画委員	
	上山 泰	成年後見	新潟大学法学部教授		新保 文彦	発達障害	JDDnet(日本発達障害ネットワーク) ながの代表 日本自閉症協会 顧問	
	永田 祐	地域福祉	同志社大学社会学部教授		野澤 和弘	マスコミ・親	一般社団法人スローコミュニケーション 代表 植草学園大学副学長 社会保障審議会障害者部会委員	
	水島 俊彦	意思決定支援 弁護士	2014年度英国大学 ヒューマンライツセンター客員研究員 法テラス本部勤務		花俣 ふみ代	認知症	認知症の人と家族の会副代表理事	
	山下 純司	金融老年学 民法	学習院大学法学部教授		医療	瀬戸 裕司	医師	医師、ゆう心と体のクリニック院長 日本精神神経学会
	山野目 章夫	民法	早稲田大学大学院法務研究科教授	専門職	青木 佳史	弁護士	日本弁護士連合会高齢者・障害者 権利支援センター センター長	
自治体 福祉関係 機関等	伊東 香織	市	岡山県倉敷市長		西川 浩之	司法書士	成年後見センター・リーガルサポート 専務理事	
	米本 正明	町村	山口県和木町長		星野 美子	社会福祉士	日本社会福祉士会ばあとなあ 担当理事	
	河野 俊嗣	都道府県	宮崎県知事		関係機関	手嶋 あさみ	裁判所	最高裁判所事務総局家庭局長
	中村 健治	都道府県社協	北海道社会福祉協議会事務局次長					
	住田 敦子	中核機関	NPO法人尾張東部権利擁護センター長					

ワーキング・グループの構成等について

○各WGの主査として、各WGに関連する厚生労働省の研究事業等の実施に関係が深い委員を置く。

○WGの構成員は、委員の希望を勘案しつつ、各論点に深い見識を持つ者とする。

(ただし、各委員は、構成員にならないWGについても、オブザーバーとして参加可能。)

WG名	主査	論点と主な課題
地域連携 ネットワークWG	上山委員	権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実 ○KPI達成に向けた取組 (全市町村での中核機関整備、全地域での4機能確保) ○ネットワークの機能強化 ○ネットワークの体制拡大
福祉・行政と司法 の連携強化WG	山野目委員	福祉・行政と司法の連携強化 ○福祉・行政による支援と成年後見制度による監督の考え方の整理を踏まえた、中核機関・家庭裁判所の対応充実 ○福祉(関係機関等)や行政(中核機関)から司法(家庭裁判所)、司法(家庭裁判所)から福祉(関係機関等)や行政(中核機関)への連携の強化
成年後見制度の 運用改善等に関するWG	新井委員	成年後見制度の運用改善等のあり方 ○各種意思決定支援ガイドラインの運用 ○後見人等の選任・交代の推進 ○必要に応じた制度のあり方の検討

ワーキング・グループでの検討スケジュール等

○ 地域連携ネットワークWG（主査：上山委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年4月14日（水）	中核機関の取組と社協の権利擁護支援
第2回	令和3年4月21日（水）	日常生活自立支援事業と市民後見・法人後見
第3回	令和3年4月28日（水）	都道府県の役割と機能
第4回	令和3年5月6日（木）	権利擁護支援と包括的・重層的な支援体制
第5回	令和3年5月12日（水）	新たな支え合いの検討
第6回	令和3年5月20日（木）	多様な主体の参画①＜各種専門職団体＞
第7回	令和3年5月26日（水）	多様な主体の参画②＜民間団体・企業等＞

○ 福祉・行政と司法の連携強化WG（主査：山野目委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年9月1日（水）	福祉・行政と司法における今後の連携強化①＜司法＞
第2回	令和3年9月9日（木）	福祉・行政と司法における今後の連携強化②＜福祉・行政＞

○ 成年後見制度の運用改善等に関するWG（主査：新井委員）

	開催日	ヒアリング・検討テーマ
第1回	令和3年6月2日（水）	意思決定支援ガイドライン
第2回	令和3年9月15日（水）	専門職団体から見た現状と課題
第3回	令和3年9月22日（水）	金融機関と財産管理、不正防止等
第4回	令和3年9月29日（水）	後見人等報酬等

第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項 (成年後見制度利用促進専門家会議 最終取りまとめ)の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 – 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 –
- (2) 地域連携ネットワークの機能 – 個別支援と制度の運用・監督 –
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 – 連携・協力による地域づくり –
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

(1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

(3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

(2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
- 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。
- 任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。
- 不正防止等の方策を推進すること。

今後の施策の目標等

- ・ 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- ・ 工程表やK P I（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期計画案 基本的考え方における成年後見制度利用促進と権利擁護支援

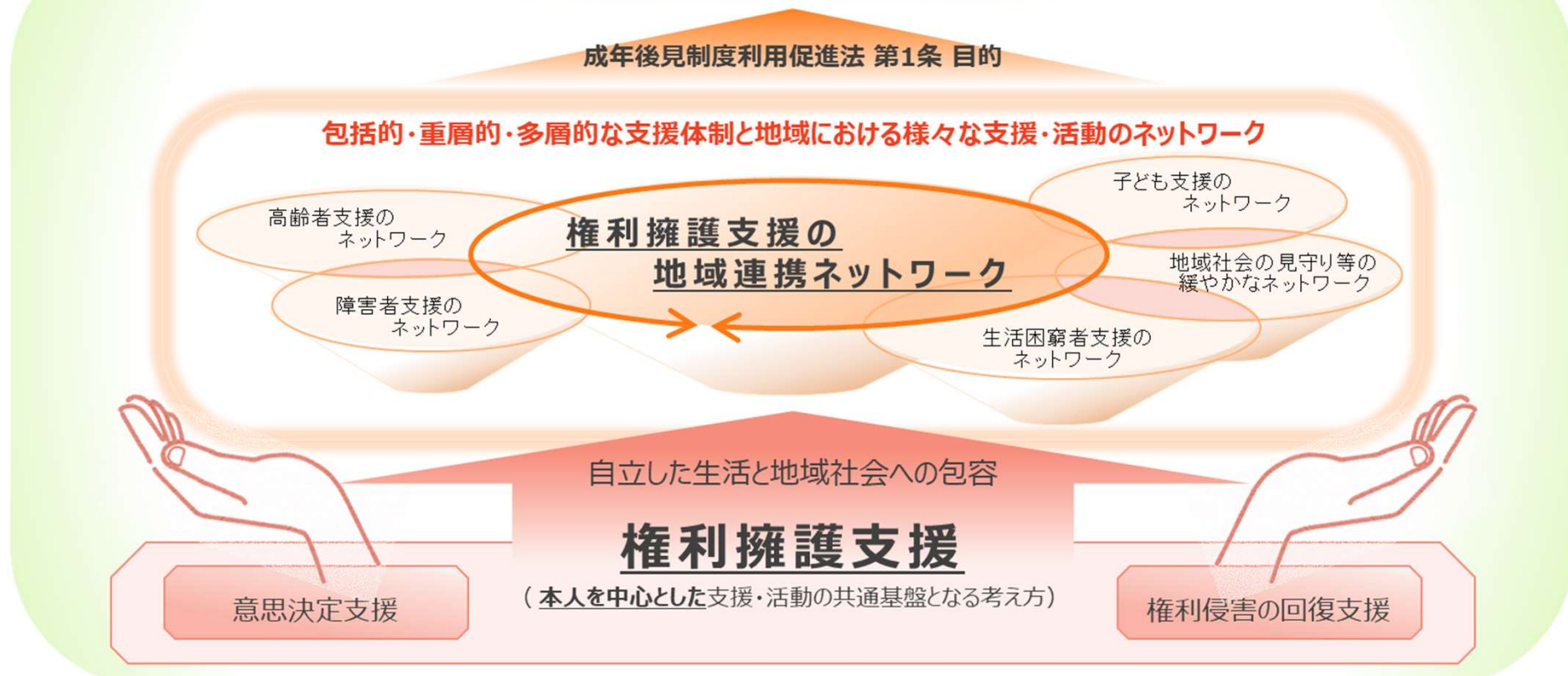
成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤である。

地域共生社会の実現



Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査情報を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべき
- 成年後見制度利用支援事業を見直すべき

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 連携の推進、実施体制の強化
- 役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援等が、市町村の関与により確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援で、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、**意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成**、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- ・ 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- ・ 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- ・ 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- ・ 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- ・ 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- ・ 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- ・ 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- ・ 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

○ 不正防止の徹底と利用しやすい調和等

- ・ 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、成年後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- ・ 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- ・ 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある³¹

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり～方向性と進め方～

- 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがいないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。
- 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、**地域社会に参加**できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）**をつくっていく。

ネットワークづくりの方向性

「包括的」なネットワーク

- 権利擁護に関する様々な既存の仕組み（地域包括ケアや虐待防止など）や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携

「多層的」なネットワーク

- 圏域などの複数市町村単位や**都道府県単位の仕組み**を重ねあわせた「多層的」なネットワークづくり

ネットワークづくりの進め方

早期に取り組むこと

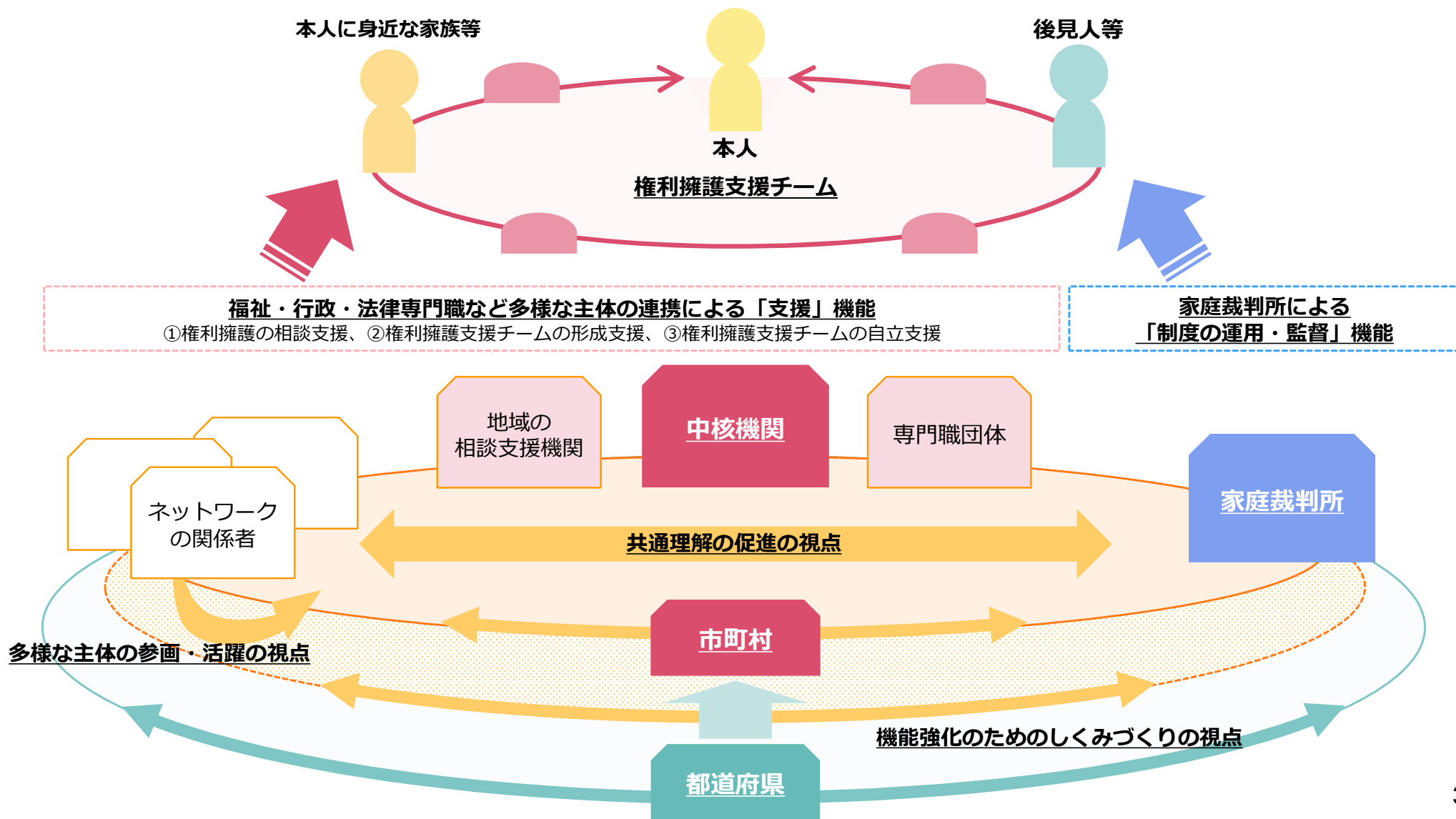
- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進

広報・相談を行う中核機関を整備している場合

- 受任者調整や後見人選任後の支援へ取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、**都道府県も主体的に取り組む**ことが重要

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



地域連携ネットワークの機能

～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ● 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ● 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	①「制度利用の案内」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ● 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ● 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	②「適切な選任形態の判断」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p><チームによる支援の開始後、必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ● チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	③「適切な後見事務の確保」の機能 <ul style="list-style-type: none"> ● 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ● 必要に応じた指導や指示、監督処分 ● 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

第二期計画案における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 ～連携・協力による地域づくり～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア 「共通理解の促進」の視点	イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで） 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

第二期計画案における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関

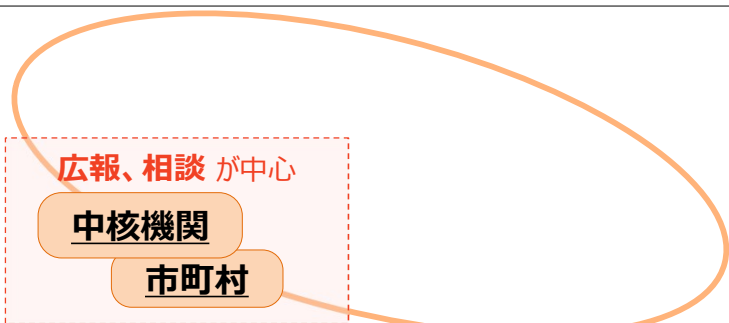
- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。
- 地域の実情に応じて、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 国は成年後見制度等の見直しの検討に併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

第二期計画案における中核機関の役割

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う。
- 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営等をを行い、関係者のコーディネートをを行う。

第一期計画における中核機関の整備

- これまで、市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進を行ってきた。

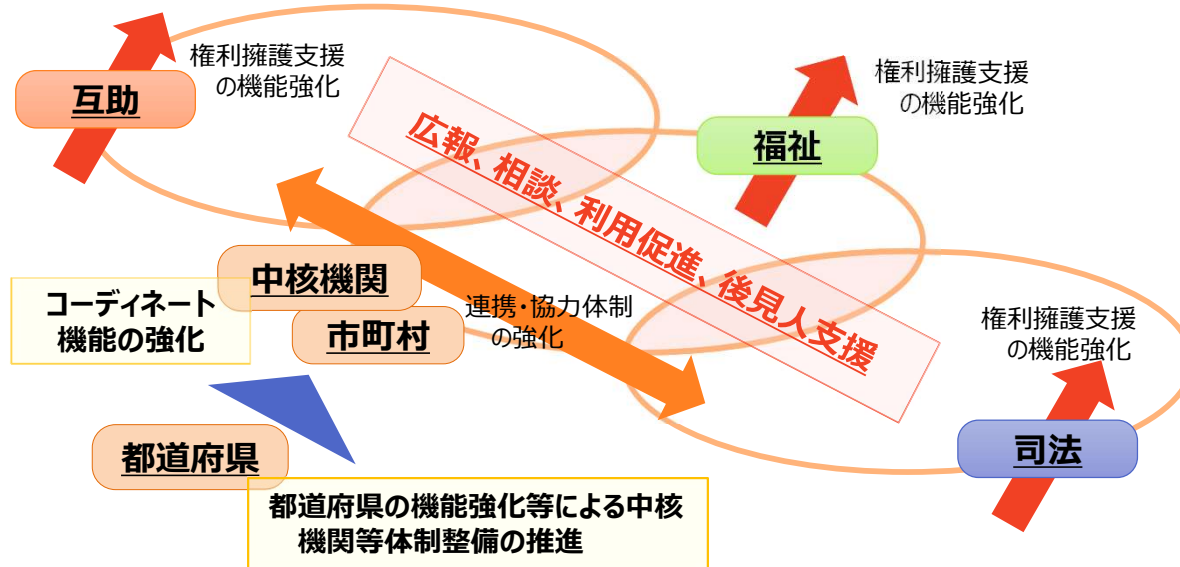


課題

- 中核機関を中心としたスキームであるため、
- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
 - 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

第二期計画案における中核機関のイメージ

- 中核機関がコーディネート機能を発揮できるよう、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの各主体の機能強化や連携・協力体制の強化を行う。また、都道府県の機能強化により中核機関の体制整備を推進する。



第二期計画案における市町村による協議会

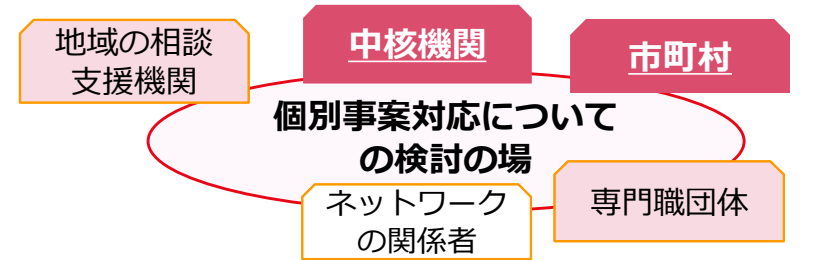
- 協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

市町村による協議会

三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能
また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施

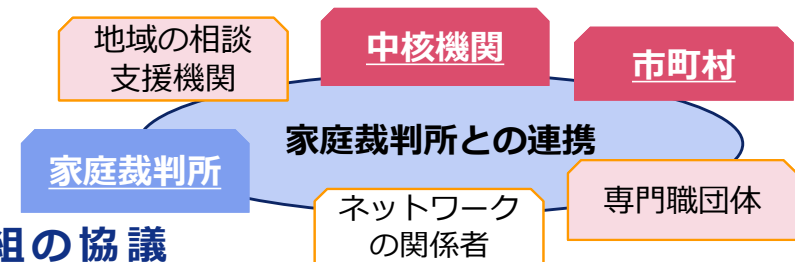
a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

個別事案対応における3つの場面（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後）において「権利擁護の相談支援機能」（旧相談機能）、「権利擁護支援チームの形成支援機能」（旧利用促進機能の受任者調整）、「権利擁護支援チームの自立支援機能」（旧後見人支援機能）の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。



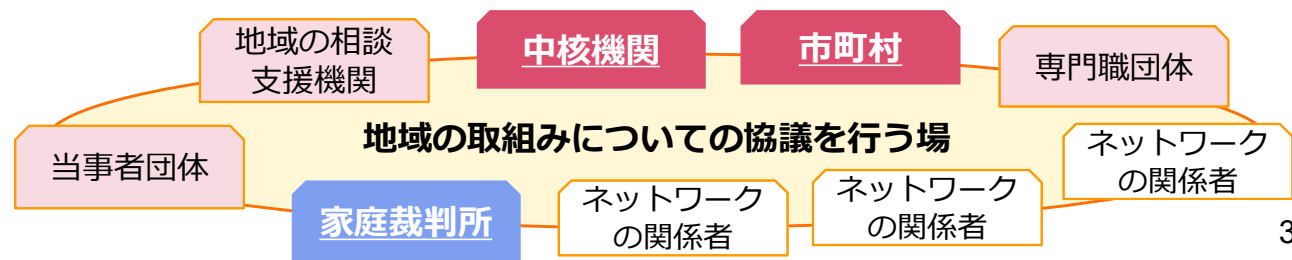
b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど**家庭裁判所**との間での相互理解を図る場。



c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で**地域課題への取組について協議する場**。既存の仕組みを活用できる。



第二期計画案における都道府県による協議会

- 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

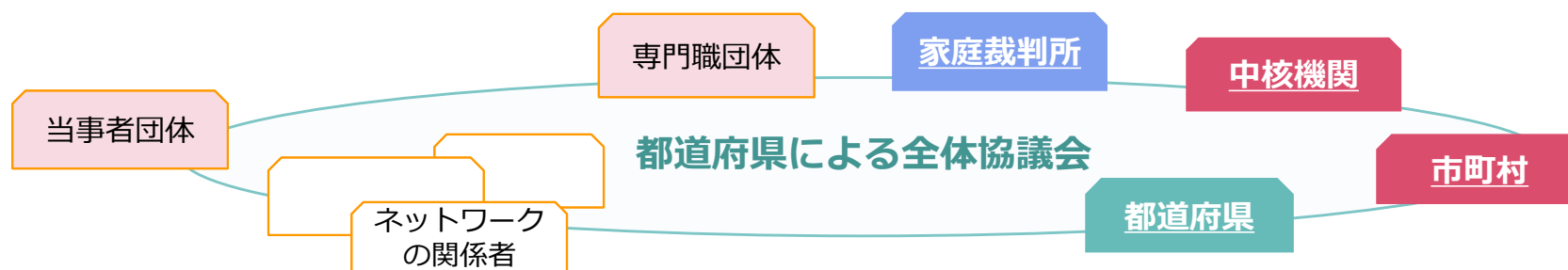
都道府県による協議会

全体協議会で取り組むことが想定される内容

- ・ 担い手を確保・育成するための方針策定
- ・ 管内市町村の体制整備の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・ 市町村、中核機関や法人後見実施団体等、交流の機会の支援

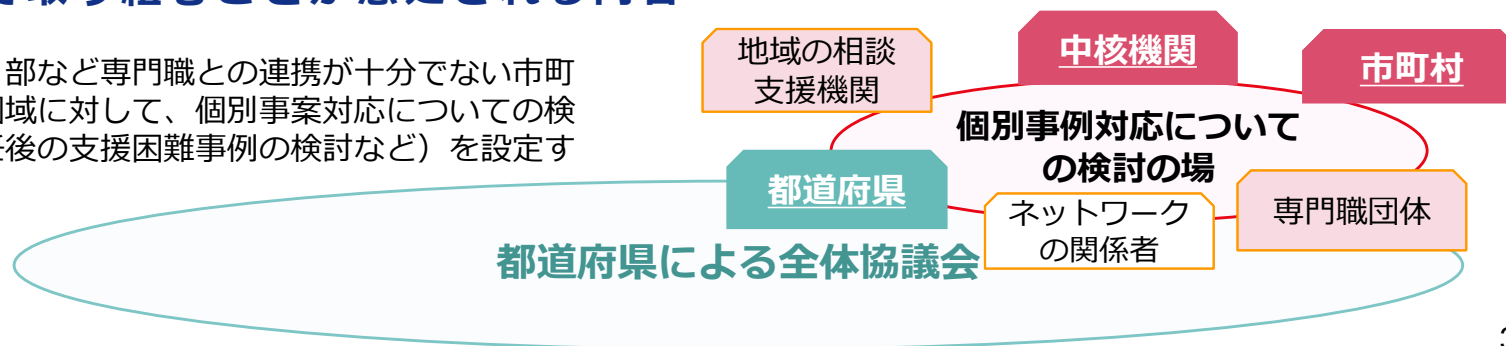


取組方針の策定へ

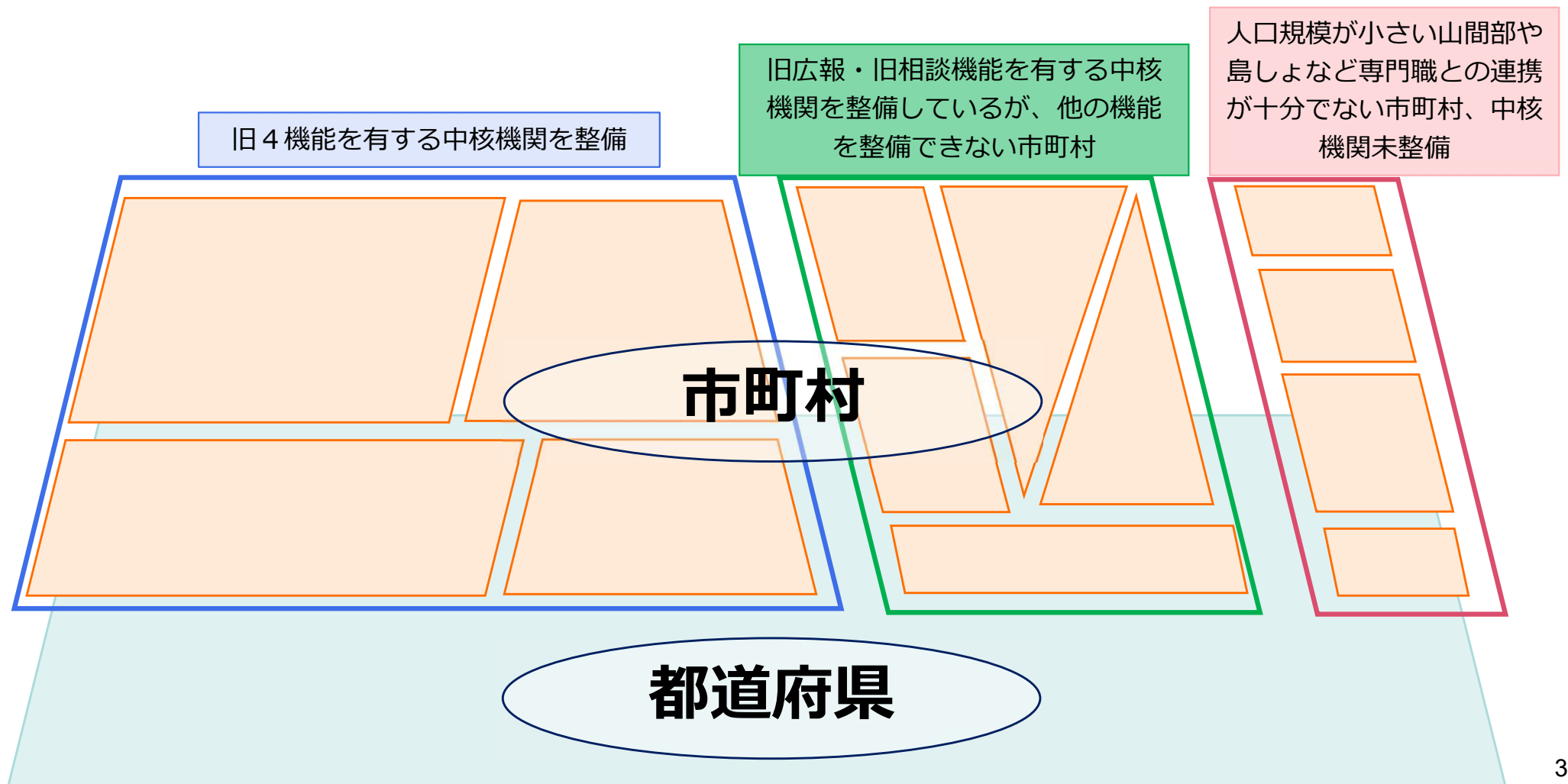


圏域単位での協議会で取り組むことが想定される内容

人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援として、一定の圏域に対して、個別事案対応についての検討の場（受任者調整や後見人選任後の支援困難事例の検討など）を設定することが考えられる。



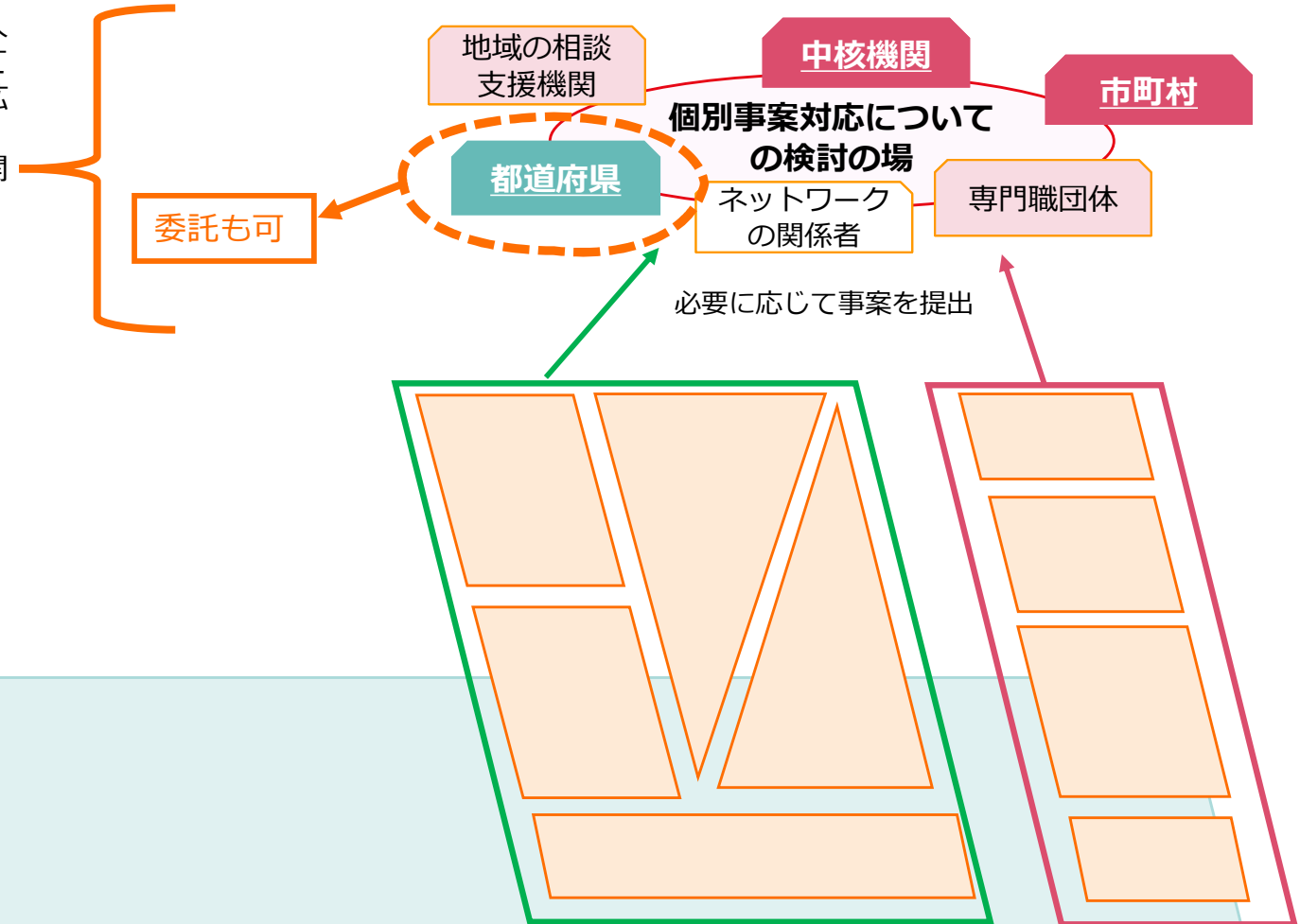
都道府県の協議会活用イメージ①



都道府県の協議会活用イメージ②

圏域単位での協議会①

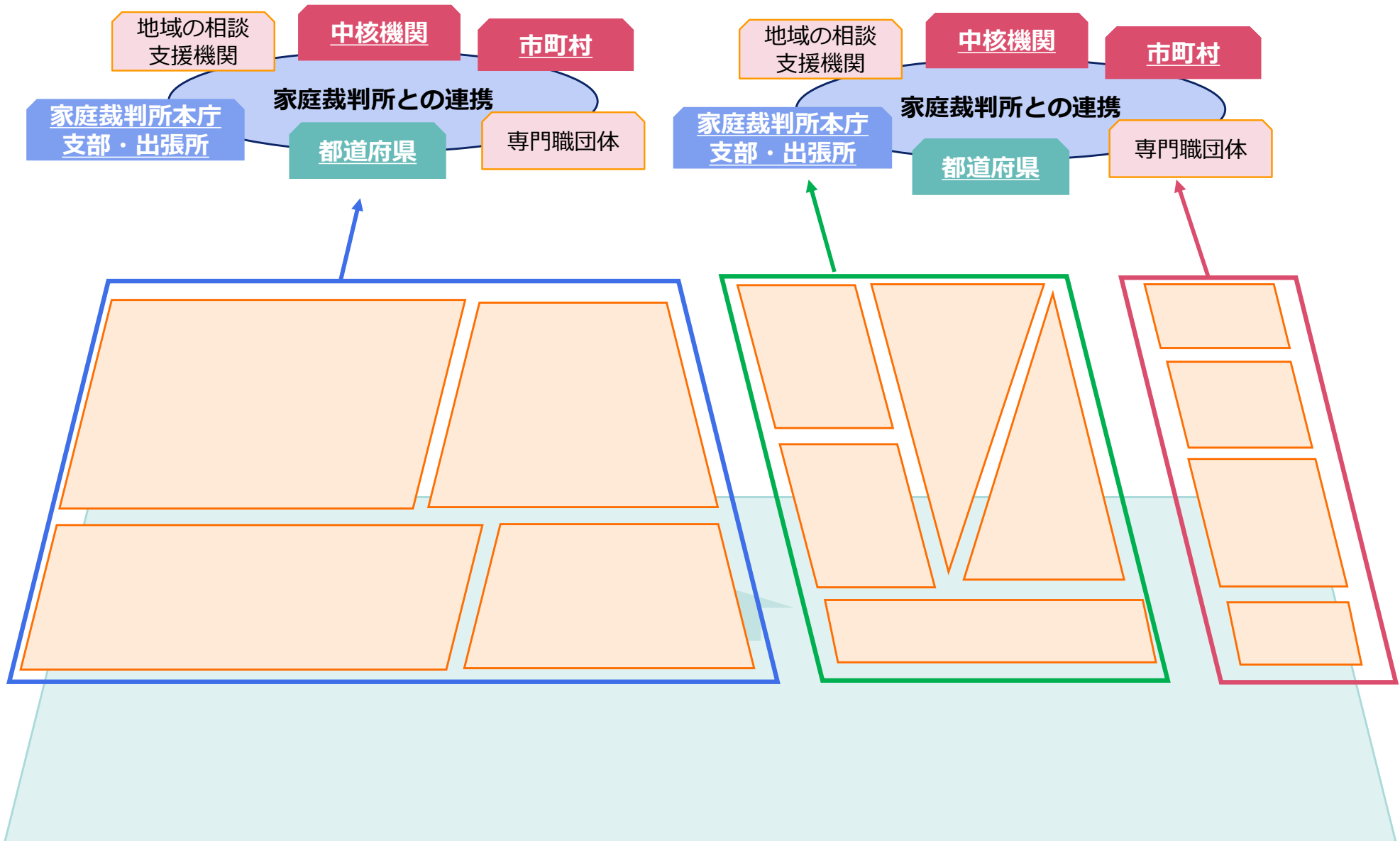
都道府県が、旧受任者調整、旧後見人支援についての個別事案対応についての協議の場を設定することで、機能拡大が進む。
中核機関未整備の市町村も、中核機関を整備しやすくなる。



都道府県の協議会活用イメージ③

圏域単位での協議会②

都道府県が、家庭裁判所の支部・出張所をまじえて、相互交流を図る場を設定することも考えられる。



4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

市民後見人の育成・活躍支援

○ 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民（専門職や親族ではない）であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。

○ 第二期計画では、**地域共生社会の実現という観点も重視**して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

専門家会議での指摘



地域住民が、生活者の視線で、丁寧な身上保護・意思決定支援を行うことにより、地域住民である本人を支えている。このことによる本人へのエンパワメント効果がある。

市民後見人の活動そのものが、住民による地域課題解決の取り組みとなっている。

課題

育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ない。

市民後見人養成に取り組んでいる市町村は22%（令和2.10.1）

第二期計画案におけるポイント

- 地域共生社会の実現という観点も重視して推進
- 国は養成カリキュラムを見直しの検討。
国は、養成研修終了後、（選任されていないものの）**制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など**をしている人にふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策を検討。
- 都道府県・市町村は、カリキュラムの見直しや、**養成研修修了者の活動の受け入れ先の拡大**を行うしくみづくりを行う。
- 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働。
- 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援。

市民後見人の育成支援とは

地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援



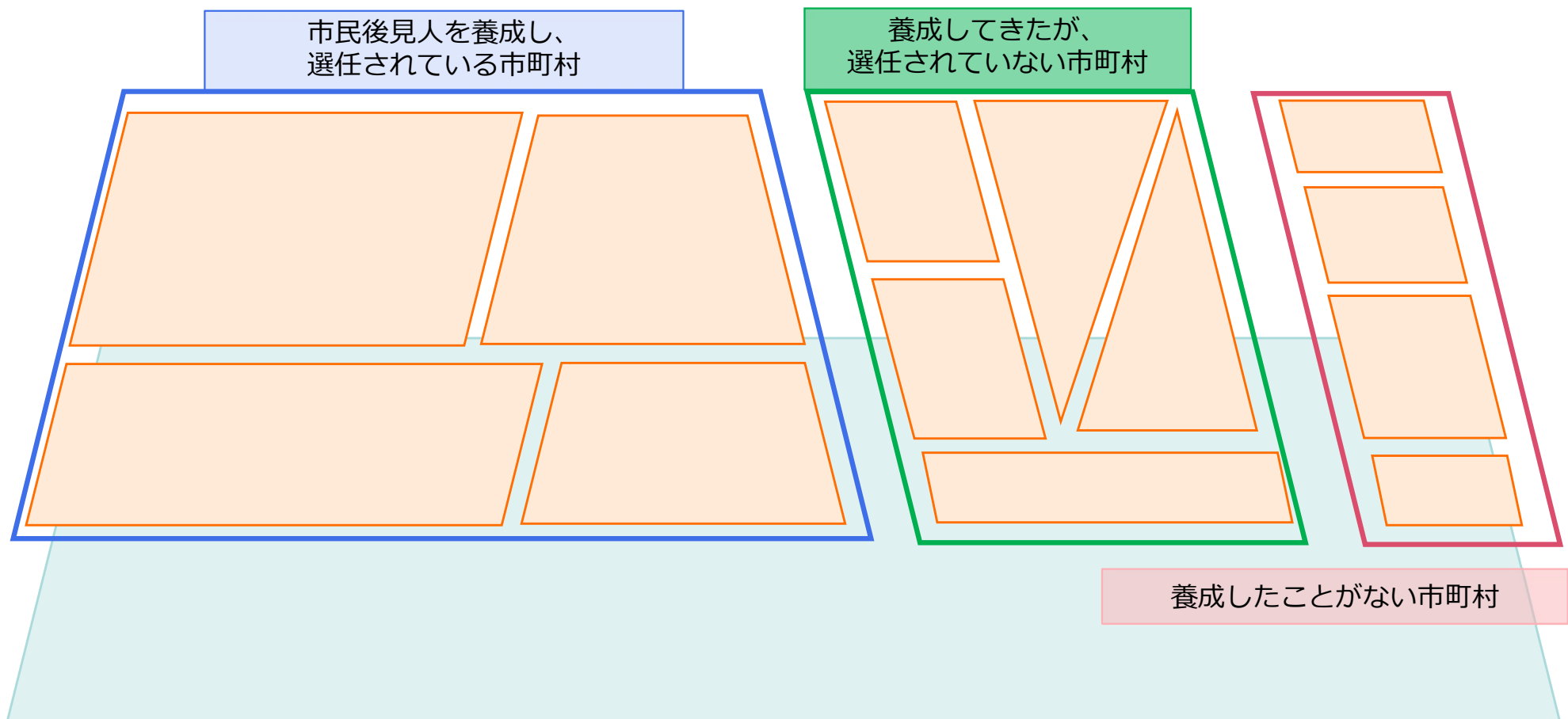
地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援

市民後見人の育成・活躍支援の都道府県・市町村の協働イメージ

① 都道府県による情報収集・分析

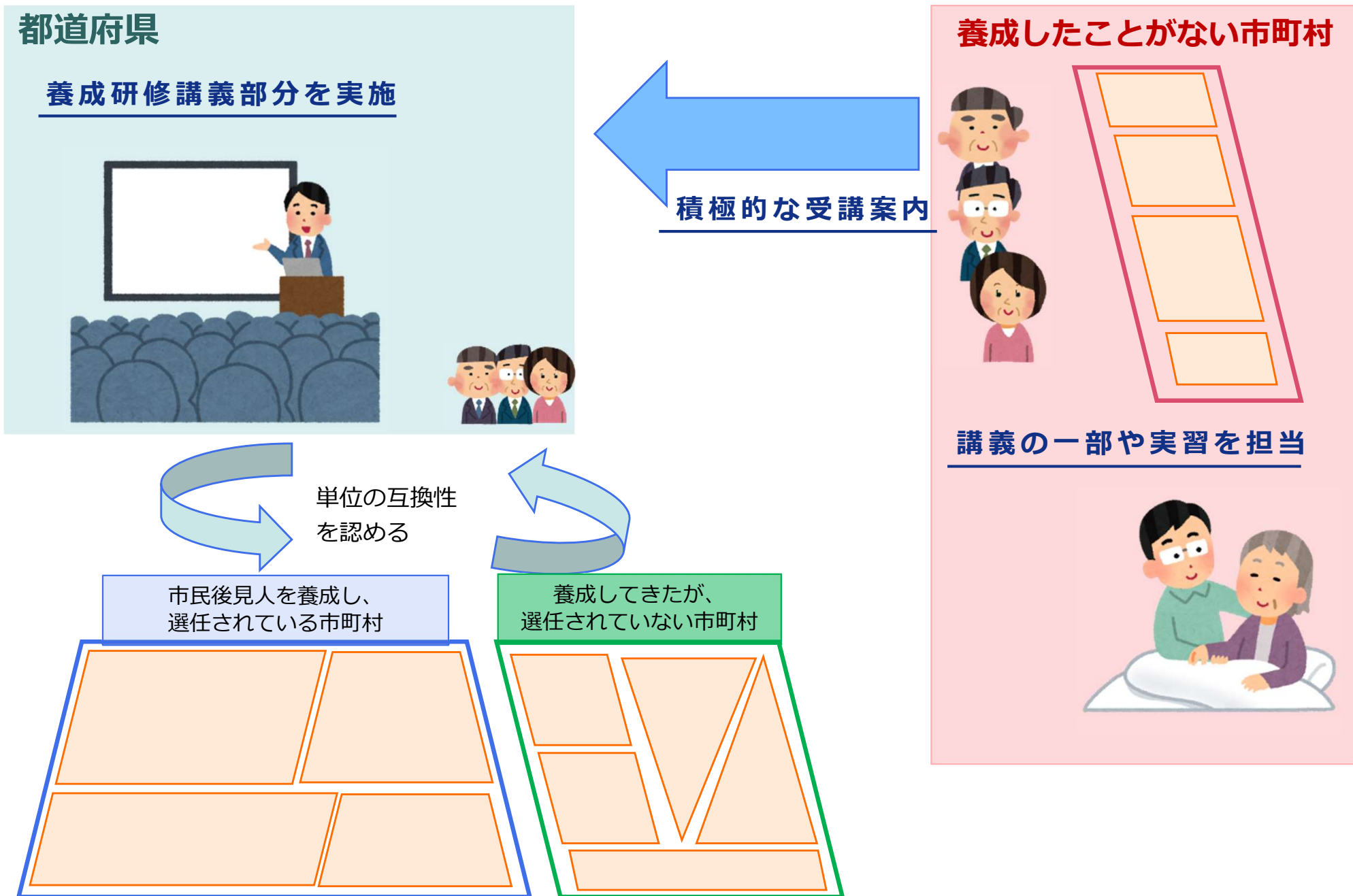
- 地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

情報収集・分析、圏域の設定



市民後見人の育成・活躍支援の都道府県・市町村の協働イメージ

③ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

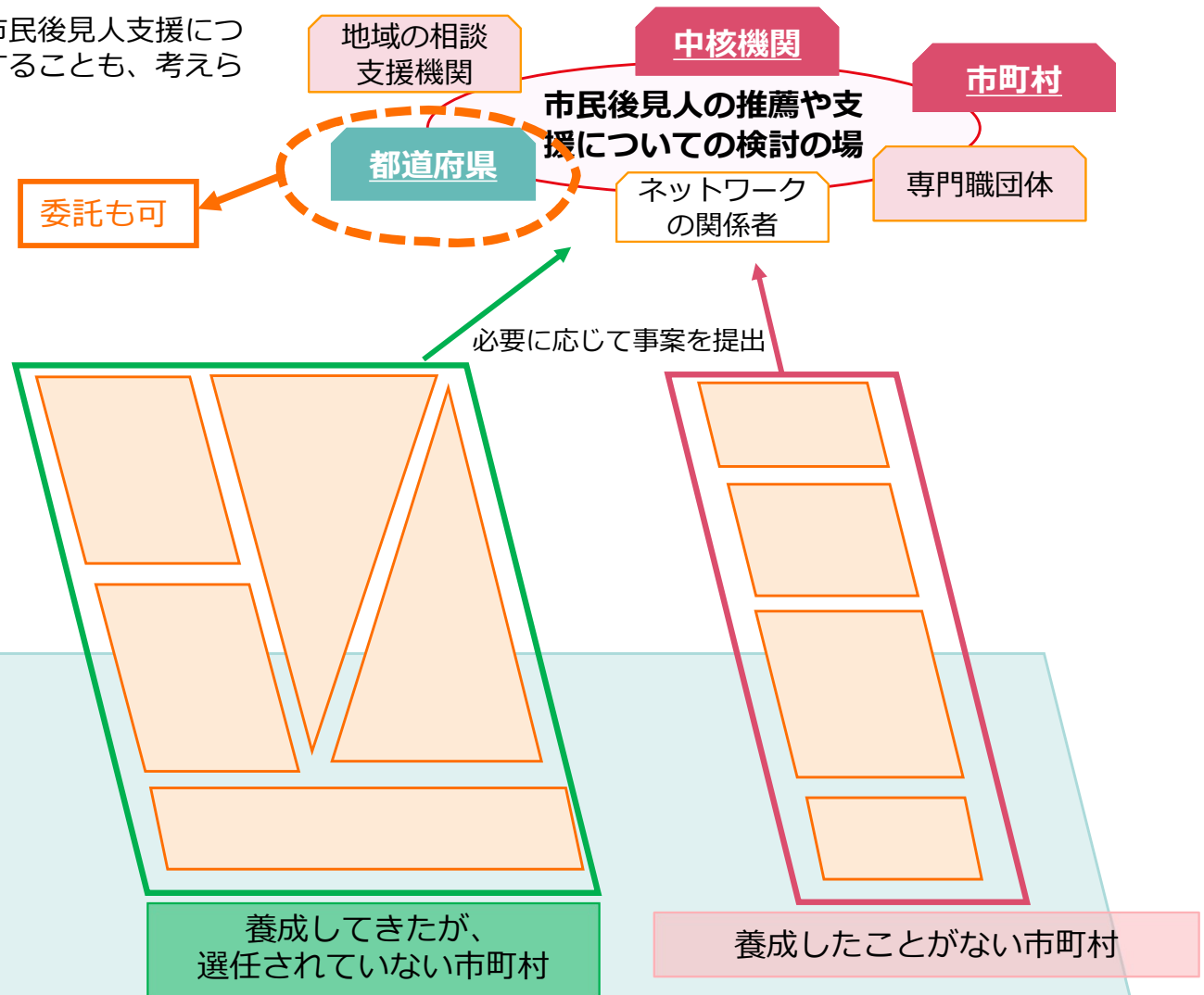


市民後見人の育成・活躍支援の都道府県・市町村の協働イメージ

④ 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援 その1

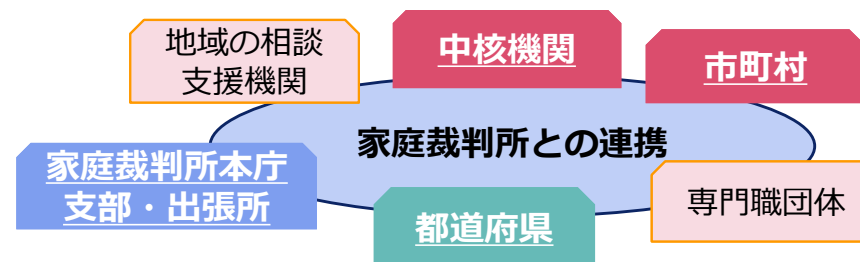
圏域単位での協議会の活用①

都道府県が、オンラインを活用するなどして、市民後見人支援についての検討の場、専門職による助言の場を設定することも、考えられる

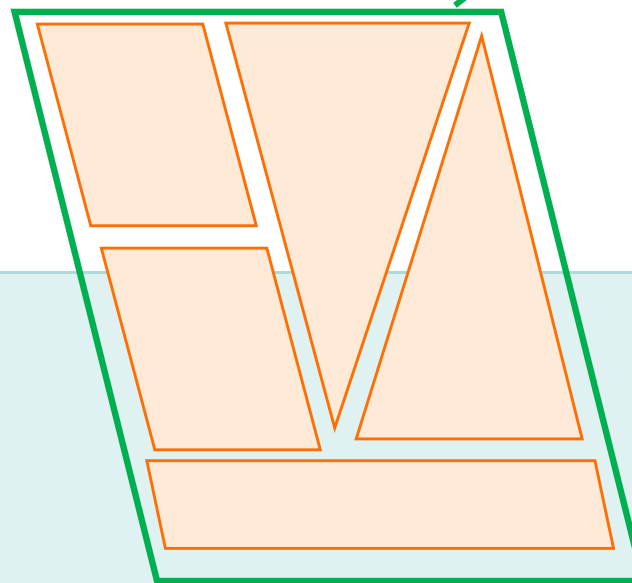


圏域単位での協議会の活用②

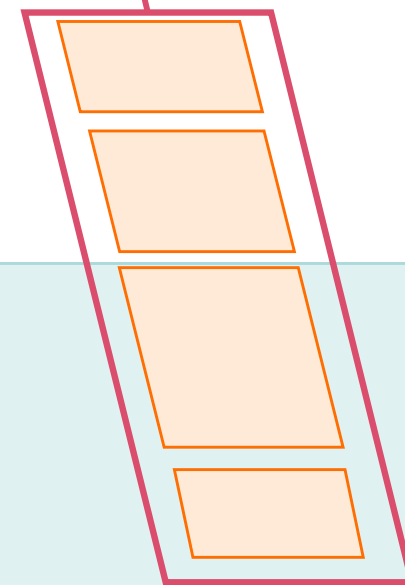
都道府県が、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等についての情報共有、意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。



出席して意識をすり合わせる



養成してきたが、選任されていない市町村



養成したことがない市町村

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

○ 最近では、都市部や地方を問わず、身寄りのない独居高齢者やセルフネグレクトへの支援として、市町村長申立ての必要性が高まっている。全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が、適切に実施される必要がある。

市町村長申立ての適切な実施

市町村・・・地域連携ネットワークの整備・拡充を進め、制度が必要な人を発見し、相談につなげる。市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要。身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てをすることが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する。

都道府県・・・市町村長申立てに関する実務を含めた研修を実施することが期待される（市町村・中核機関職員、日常生活自立支援事業に係る職員などを対象）。国が養成する専門アドバイザーを活用するなどにより、市町村長申立て適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが期待される。

国・・・都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てに係る各自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供。「成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議」の結果を踏まえた通知に基づき、市町村職員の理解を進める。実態等を把握し、適切に実施されるよう実務の改善を図っていく。

成年後見制度利用支援事業の推進

「第二期計画案における工程表とKP」より

優先して取り組む事項	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善	都道府県による研修の継続実施
	制度の運用改善等	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施
			適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討	成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討

第二期基本計画案の工程表とKPI①

優先して取り組む事項 ※3

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
		全国で適切に実施する方策の検討			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施		市町村による実施	
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期基本計画案の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 向 見 制 度 等 等 の 見 直 し に 向 け た 検 討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	—	都道府県による意思決定支援研修の実施				
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—					
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
	・保険の普及等事後救済策の検討	—					
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	—	市町村による制度や相談窓口の周知				
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
		—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等	権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。



第二期計画で変わった点は？

★制度の見直しへの言及

★苦情、報酬・報酬助成の見直しへの言及

★チーム ⇒ 権利擁護支援チーム

★中核機関(と地域連携ネットワーク)の4機能

⇒ (個別事案) 地域連携ネットワークの「支援」と「監督」
(地域づくり) 機能を高める取組

★都道府県の機能強化

★包括的・重層的・多層的なネットワークへ

★参加支援、多様な主体の参画